年税第29号 地第163号 介第55号 令 和 元 年 7 月 3 1 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人日本医師会 常任理事 小玉 弘之

中小企業庁・経済産業省所管の設備投資に係る税制措置について(情報提供)

昨年12月14日に決定されました平成31年度税制改正大綱(自由民主党・公明党)における、本会税制要望の実現項目につきまして、平成31年1月10日付け都道府県医師会長宛通知文「平成31年度税制改正について」(日医発第1100号)でご案内しておりますが、上記実現項目のうち、中小企業庁所管の設備投資に係る税制措置(「中小企業が行った防災・減災設備への投資に係る特別償却制度の創設」、「中小企業経営強化税制の適用期限延長」、「中小企業投資促進税制の適用期限延長」、「商業・サービス業・農林水産業活性化税制の適用期限延長」)については、別添の資料1、資料2、参考資料1の通り、具体的内容が示されましたのでご案内申し上げます。

また、平成30年度税制改正で措置された「生産性向上特別措置法による固定資産税軽減措置」及び「コネクテッド・インダストリーズ税制(IoT税制)」につきましても、中小企業庁・経済産業省所管の設備投資に係る税制措置として、別添の資料3、資料4、参考資料1の通り、改めてご案内申し上げます。

これらの制度概要及び留意点につきましては参考資料1にまとめており、参考資料2にその他の制度も含めイメージ図としましたので、併せてご参照ください。

つきましては、<u>各税制措置の詳細については税理士等の専門家に事前にご確認されますよう</u>、その旨も併せて、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、設備投資に係る税制措置についての関連情報としまして、平成31年4月10日付け都道府県医師会担当理事宛通知文「地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度について」(年税第7号・地第23号・健一第31号)、令和元年5月8日付け都道府県医師会担当理事宛通知文「医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度について(情報提供)」(年税第10号・健一第52号)も併せてご参照ください。

[添付資料]

- ② 資料1 中小企業が行った防災・減災設備への投資に係る特別償却制度(中小企業防災・減災投資促進税制)、事業継続力強化計画事業者向けリーフレット (中小企業庁)
- 資料2 中小企業経営強化税制、PR用チラシ (中小企業庁)
- 資料3 生産性向上特別措置法による固定資産税軽減措置、PR資料 (中小企業庁)
- 資料4 コネクテッド・インダストリーズ税制、PR用チラシ (中小企業庁)
- 参考資料 1 中小企業庁・経済産業省所管の設備投資に係る税制措置の概要 (日本医師会)
- 参考資料 2 医療・介護からみた設備投資減税の概要(イメージ) (日本医師会) ※本通知文でご案内している税制措置は参考資料 2 中の②~⑥



防災・減災に取り組む中小企業を応援します!

まが始まります





(ものづくり補助金等)

認定を受けることで取引先からの信用もアップ! 連携をいただける企業や地方自治体からの支援措置も受けられます!

「中小企業強靭化対策シンポジウム」を全国で順次開催!

中小企業や、中小企業と関わりの深い皆様に向け、事業継続力強化に取り組むポイントや、認定制度を ご紹介するシンポジウムを、全国9カ所で開催します!

シンポジウム内容

- ・制度の概要説明(経済産業省)
- ・基調講演(防災・減災にご知見の深い有識者) ・パネルディスカッション(先進的な取組を行う中小企業、中小企業を取り巻く関係機関の方)
- ※連携をいただける損保会社様のご協力の下、中小企業向けのリスクファイナンス相談会を併催予定。

[実効性のある具体的なプラン]を認定します! ポイントは「自社の事業の特長を踏まえた防災・減災計画」

● 「事業継続力強化計画 | 認定制度とは…

中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。認定を受けた中小企業は、税制優遇や 補助金の加点などの支援策が活用いただけます。

●「事業継続力強化計画」の認定に記載が必要な事項

ハザードマップ等を活用した 自然災害リスクの確認結果

安否確認や避難の実施方法など、 発災時の初動対応手順

人員確保、建物・設備の保護、資金 繰り対策、情報保護にあたって 取組を進める具体的な対策

訓練の実施や計画の見直しなど、 事業継続力強化の実効性確保の 印紀

● こんな取組を社内で推進しましょう!

目的の明確化

・いざというときに慌てないよう、被災時に何を目標とする のかあらかじめ想定

リスク認識、被害想定

- ハザードマップを確認し、リスクを確認
- 想定による事業への影響を想定

発災時の初動対応手順)

- ・人命の安全確保(従業員の避難、安否確認)
- 非常時の緊急体制の構築
- ・取引先や関係団体への被害状況の共有方法等の確認

取引先・他社との協力体制

- 経営トップによる推進
- 災害時の社内体制の構築

実効性の担保)

- ・年に1回以上、計画の実効性を確認する訓練を実施
- 自らの経営環境の変化に応じた計画の見直し

具体的な事前対策

- ・従業員の業務内容・作業手順等のマニュアル化
- ・他社との連携による非常時の従業員の相互応援態勢の

2 建物・設備の保護

- ・地震に備えた機器の固定
- 配電盤等の重要設備の高所設置
- 停電に備えた自家発電設備の導入

3 資金繰り対策

- ・被災をした際に、融資を受けることができる窓口を確認
- ・水害や地震などの災害に対応をした損害保険や共済に
- ・休業時に利益補償をする保険に加入
- ・建物や機械設備だけでなく、在庫や中間財などを対象 とする保険・共済に加入

- ・契約書や顧客情報など、重要な情報を複製化
- ・クラウドサーバーを活用した情報の保管

5 取引先・他社との協力体制

- ・地域の企業との非常時応援態勢の整備
- ・取引先や、同業者組合等での連携

● あなたの会社の事業継続力の取り組み状況をチェック!

- □ 1 災害が発生した際にも、現在の事業を続けたい
- □ 2事業所が立地する場所のハザードマップを見たことがある
- □ 3 災害による事業への影響を考えたことがある
- □ 4 役員や従業員の緊急連絡先を整備している
- □ 5 災害発生時の避難経路や避難場所を社員全員が把握している
- □ 6 緊急時の設備や機器の停止手順を定めている
- □ 7 災害直後に連絡する関係者(取引先、金融機関等)を整理している
- □ 8 被災後の資金繰りに備えて、損害保険・共済への加入や、緊急時の融資制度の活用などを
- □ 9被災時の人員確保について、他社との連携などを検討している
- □ 10 地震や水災に対して、物理的な対応を検討している
- □ 11 顧客情報や帳簿等、重要情報についてバックアップを作成している
- □ 12年に1回、災害に備えた訓練を実施し、積極的に取り組んでいる
- □ 13 経営陣が事業継続に向けた取組にコミットし、積極的に取り組んでいる
- □ 14 雇用保険に加入している

広島国際会議場

□ 15 加入している損害保険や共済について、対応する災害の種類や補償対象となる資産の 範囲、休業に対する補償などを把握している

●「中小企業強靱化対策シンポジウム」を全国で順次開催!

中小企業や中小企業と関わりの深い皆様に向け、事業継続力強化に取り組むポイントや認定制度をご紹介するシンポジウムを、全国9カ所で開催します! ※連携をいただける揖保会社様のご協力の下、中小企業向けのリスクファイナンス相談会を併催予定。

● 8月28日(水) 大阪

品川インターシティホール 札幌コンベンションセンター ● 8月21日(水) 札幌

大阪ビジネスパーク

- 9月 9日(月) 仙 台 仙台国際センター 名古屋
- 10月 4日(金) 10月 9日(水) 福那
 - 電気ビルみらいホール
 - 沖縄産業支援センター かがわ国際会議場

[事業継続力強化計画]認定制度に関する問い合わせ先

中小企業庁 事業環境部 経営安定対策室 〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1 電話: 03-3501-0459 FAX: 03-3501-6805

● 9月30日(月) 広島



中部経済産業局 産業部 中小企業課 052-951-2748 四国経済産業局 産業部 中小企業課 087-811-8529 近畿経済産業局 産業部 中小企業課 06-6966-6023 九州経済産業局 産業部 経営支援課 092-482-5592 中国経済産業局 産業部 中小企業課 082-224-5661 内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課 098-866-1755



サービス業の方にも 使える支援措置を 拡充しました

「経営力向上計画」で「経営力向上計画」で「移ぐ力」を後押しします!

中小企業者の設備投資などをサポート!

認定を受けると…



税制優遇

即時償却又は税額控除が利用できます。



金融支援

低利融資や信用保証などの 支援措置により、 資金調達がスムーズに。



支援の流れについて詳しくは、裏面へ!



認定企業の事例

株式会社 三松(福岡県)



金属板の板金加工、機械装置組立を行う会 社が、中小企業等経営強化法に基づく支援措置 を活用し、今後成長が見込める医療・食品分 野向けのクリーン設備導入等を通し、生産性 の向上を図る。(製造業)

コメント

中小企業等経営強化法に基づく支援策を 受けて、成長分野への投資を加速すること ができます。経営力向上計画を一歩一歩実 行していき、生産性の向上を目指していきま す。

和田酒造合資会社(山形県)



1797年の創業以来地元に密着した清酒の製造を行っている会社が、県外への出荷や海外への積極的な輸出に取組むため、中小企業等経強化法に基づく支援措置を活用し、品質の維持向上のための各種装置を導入する。(清酒製造)

コメント

海外需要の取り込み、地元農家とコラボした 県外への商品出荷のためには品質維持につ ながる機械投資が必要でした。私たちにとっ ては大きな投資でしたので、税制優遇の支援 措置を受けることができ、とても助かっていま す。

中小企業等経営強化法による支援の流れ

Y STEP 1

経営力向上計画を 策定

「経営力向上計画 |とは

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等 により、事業者の生産性を向上させるための計画です。

自社の強み・弱みや経営状況、労働生産性などの目標、それ に向けた取組などを記載します。



経営革新等支援機関 などがサポート

本計画の概要や申請の手引きは、以下のページに掲載しております。

詳しくはこちら

❷ 経営強化法 |

検索



計画策定にあたってはお近くの支援機関にご相談ください。

詳しくはこちら

検索





STEP 2

担当省庁による認定



事業分野ごとの担当省庁に事業分野別指針等にのっとって策定した計画を提出し、 認定を受けます。提出は郵送でも受け付けています。 詳しくは中小企業庁ホームページでご確認ください。



STEP 3

設備投資について

即時償却又は税額控除

(中小企業経営強化税制)

新たに取得した機械装置等の一定の設備について支援措置があります。

●中小企業経営強化税制(法人税 所得税)の活用により、即時償却又は最大で10%の 税額控除が可能です。

対象設備: 令和3年3月31日までに導入した対象設備 利用できる方: 資本金1億円以下の法人、個人事業主など 要件: 生産性が年平均1%以上向上する設備であることなど

金融支援

中小企業向け: 信用保証協会による信用保証の枠の拡大 など

中堅企業向け:独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証 など

以上のような様々な支援が受けられます。







お問合せ先

経営力向上計画相談窓口



TEL:03-3501-1957

(平日9:30-12:00.13:00-17:00)

中小企業庁 事業環境部 企画課

経営力の強化を実現



経営強化法





中小企業の設備投資を支援します!



2020年までの「生産性革命・集中投資期間」において、中小企業の生産性革命を実現するため、2018年6月に施行された「生産性向上特別措置法」に基づき、市区町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。

認定を受けた中小企業の設備投資に対して、臨時・異例の措置として、地方税 法において償却資産に係る固定資産税の特例を講じます。

市町村の判断により、新規取得設備の固定資産税が 最大3年間ゼロ*になります

*課税標準を市町村の条例で定める割合(ゼロ~1/2)を乗じて得た額とする

【生産性向上特別措置法】

玉

(導入促進指針の策定)

協議





市区町村 (導入促進基本計画の策定)

申請





認定

中小企業*

(先端設備等導入計画の策定)

POINT!

- 「導入促進基本計画」の同意を受けた 市区町村において新たに設備を導入す る中小企業者が対象
- 年平均3%以上の労働生産性の向上を 見込む「先端設備等導入計画」の認定 を受けた設備投資(詳細下記)が対象
- 国定資産税の特例率をゼロと措置した 地域で本措置対象の中小企業者は、各 種補助金において優遇措置の対象

*中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者が対象。ただし、固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等(大企業の子会社を除く)に限ります。

〇対象設備(固定資産税の特例)

(注) 市区町村により 異なる場合があります

商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供する設備であって、 生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記設備

【減価償却資産の種類(最低取得価額/販売開始時期)】

- ◆機械装置(160万円以上/10年以内)
- ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内)
- ◆器具備品(30万円以上/6年以内)
- ◆建物附属設備(償却資産として課税されるものに限る)(60万円以上/14年以内)

上記制度のお問い合わせ先、 優遇措置の対象となる補助金は、裏面をご覧下さい

補助率アップや優先採択(審査時の加点)の 対象となる補助金一覧 (2019年4月現在)

本制度に基づき先端設備等導入計画の認定を受けた事業者は、一定の条件を満たす場合に補助率アップや優先採択(審査時の加点)を行います。対象となる予定の補助金における公募時期等の詳細情報や問い合わせ先等については、各補助金のHP等をご覧ください。

ものづくり補助金

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業(一般型・小規模型)

中小企業・小規模事業者等が生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセス改善を行う際の設備投資等を支援

加点 補助率アップ 公募期間

○ 1/2 → 2/3 平成31年2月18日~平成31年5月8日

お問い合わせ先:全国中小企業団体中央会(地域事務局:各都道府県中小企業団体中央会)

ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業(連携型)

複数の中小企業・小規模事業者等が生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセス改善を連携し行う際の設備投資等を支援

加点 補助率アップ 公募期間

○ 1/2 → 2/3 平成31年4月 公募開始予定

お問い合わせ先:全国中小企業団体中央会

IT導入補助金

サービス等生産性向上IT導入支援事業

中小企業等の生産性向上のため、業務効率化や売上向上に資する簡易的なITツール(ソフトウェア、アプリ、クラウドサービス等)の導入を支援

加点 公募期間

〇 平成31年5月 公募開始予定

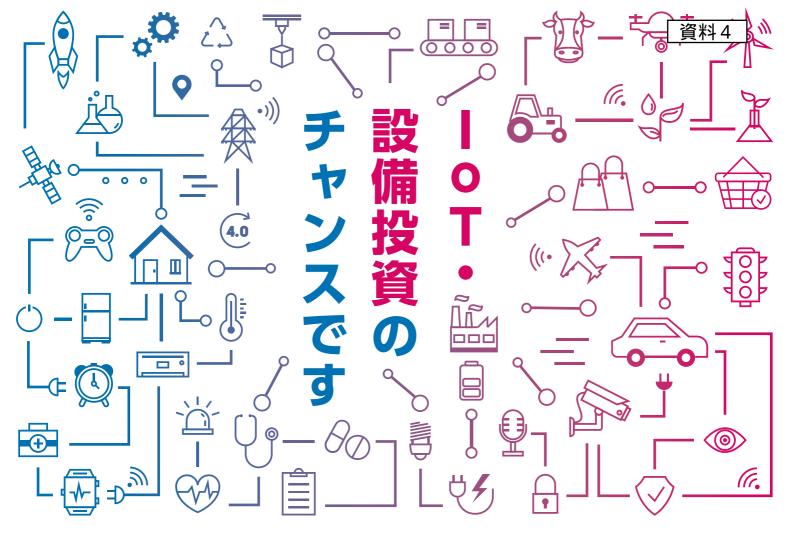
お問い合わせ先:決まり次第公表

本制度のお問い合わせ先



- ○先端設備等導入計画の申請に係る問い合わせ先は、新たに導入する設備が所在する市区町村となります。 ○本制度全体に係る問い合わせは、下記までお問い合わせください。
- 〇各種補助金の問い合わせ先につきましては、各種補助金のHP等をご覧ください。

担当課		連絡先 (直通)	担当課		連絡先(直通)
北海道経済産業局	中小企業課	011-709-3140	近畿経済産業局	中小企業課	06-6966-6023
東北経済産業局	経営支援課	022-221-4806	中国経済産業局	中小企業課	082-224-5661
関東経済産業局	中小企業課	048-600-0394	四国経済産業局	産業振興課	087-811-8523
中部経済産業局	中小企業課	052-951-2748	九州経済産業局	中小企業課	092-482-5447
電力・ガス事業北陸支局	産業課	076-432-5401	沖縄総合事務局	中小企業課	098-866-1755



コネクテッド・インダストリーズ税制[IoT税制]

CONNECTED INDUSTRIES

一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータ連携・利活用により、 生産性を向上させる取組について、

それに必要となるシステムや、センサー・ロボット等の導入に対して、

特別償却30%又は税額控除3%

(賃上げを伴う場合は5%)を適用可能。

適用期間

2018.6.6.Wed - 2021.3.31.Wed

■ 対象となる事業

例)公共データや顧客・取引先等のデータを利活用する場合 センサーデータ等を新たに利活用する場合 事業所・支店間やグループ内企業間等でデータを利活用する場合

■対象設備の例

データ収集機器 (センサー等)、データ分析により自動化するロボット・ 工作機械、データ連携・分析に必要なシステム (サーバ、AI、ソフトウェア等)、サイバーセキュリティ対策製品等

本税制は業種・資本金規模を問わず幅広く適用できます





コネクテッド・インダストリーズ税制 利用までの流れ



事業計画 (申請書) の策定

※申請前に最寄の総合通信局又は経済産業局へ事前相談

[計画に記載する主な事項]

- ①データ連携・利活用の方法
- ②セキュリティ対策
- ③生産性向上目標
- ④取得予定設備(最長5年間の計画における合計金額が5,000万円以上)

詳しくはこちら ▶ コネイン税制







担当省庁による認定

※申請時に情報処理安全確保支援士(登録セキスペ)等の サインが必要





設備等の取得

※計画の認定後に設備等を取得し、期間内に事業の用に供する





税務申告

※定期的に事業計画の履行状況報告が必要

申請に関するお問い合わせ先



総務省

MIC Ministry of Internal Affairs

■北海道総合通信局 情報通信連携推進課	011-709-2311
■東北総合通信局 情報通信連携推進課	022-221-0609
■ 関東総合通信局 情報通信連携推進課	03-6238-1681
■ 信越総合通信局 情報通信振興室	026-234-9974
■東海総合通信局 情報通信連携推進課	052-971-9316
■ 北陸総合通信局 情報通信振興室	076-233-4431
■ 近畿総合通信局 情報通信連携推進課	06-6942-8546
■中国総合通信局 情報通信連携推進課	082-222-3471
■四国総合通信局 情報通信振興課	089-936-5061
■九州総合通信局 情報通信連携推進課	096-326-7803
■沖縄総合通信事務所 情報通信課	098-865-2304



■ 北海道経済産業局 情報・サービス政策課	011-700-2253
■ 東北経済産業局 製造産業課情報政策室	022-221-4895
■ 関東経済産業局 地域経済部次世代・情報産業課	048-600-0284
■中部経済産業局 次世代産業課情報政策室	052-951-0570
■ 近畿経済産業局 次世代産業・情報政策課	06-6966-6008
■中国経済産業局 地域経済課	082-224-5630
■四国経済産業局 地域経済課	087-811-8513
■九州経済産業局 情報政策課	092-482-5440
■ 沖縄総合事務局 経済産業部地域経済課	098-866-1730

総務省HP

http://www.soumu.go.jp/ ict_seisan/index.html



経済産業省HP

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/ data-katsuyo/iot-zeisei/iot-zeisei.html



中小企業庁・経済産業省所管の設備投資に係る税制措置の概要

1. 中小企業が行った防災・減災設備への投資に係る特別償却制度(中小企業防災・減災投資促進税制)(所得税・法人税) 平成31年度改正で創設

(関連資料:資料1、参考資料2)

① 概要

中小企業者が、中小企業等経営強化法の認定を受けた事業継続力強化計画に従って取得した 一定の設備等について取得価額の20%の特別償却が適用できます。

- ② 適用期限: 令和3年3月31日
- ③ 中小企業者とは

下記のいずれかに該当する、中小企業等経営強化法第50条第1項又は第52条第1項の認定を受けた同法の中小企業者(注)。

- ・ 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本若しくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- · 協同組合等
- (注) <u>医療法人・社会福祉法人・学校法人・公益法人・一般法人などの非営利法人は、適用対象</u> 外となります。

④ 対象設備

減価償却資産の種類	対象となるものの用途又は細目
(価格要件)	
機械装置 (100万円以上)	自家発電機、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、揚水ポンプ (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減 に資する機能を有するものを含む。)
器具備品	全ての設備
(30万円以上)	
建物附属設備(60万円以上)	自家発電機、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、防水シャッター、防火シャッター (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

⑤詳細は、中小企業庁のホームページ「事業継続力強化計画」

(https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm)をご参照ください。

2. 中小企業経営強化税制(所得税・法人税)

平成31年度改正で延長

(関連資料:資料2、参考資料2)

① 概要

中小企業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得等し、指定事業の用に供した場合、即時償却または税額控除(*)を選択適用できます。

*取得価額の10%(資本金又は出資金の額が3,000万円超1億円以下の法人は7%)

- ② 適用期限:令和3年3月31日
- ③ 中小企業者等とは
 - ・ 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人
 - ・ 資本若しくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
 - ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
 - ・ 協同組合等(中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する「中小企業者等」に該当するものに限る)

④ 対象設備

	生産性向上設備	収益力強化設備			
	(A 類型:工業会等証明)	(B類型:経済産業省経済産業局確認)			
要件	生産性が旧モデル比年平均 1%以上向上する設	投資利益率が年平均 5%以上の投資計画に係			
	備	る設備			
対象設備	・ 機械装置(160万円以上/販売開始 10年	・ 機械装置(160万円以上)			
	以内)	・ 工具 (30 万円以上)			
	・ 測定工具及び検査工具(30万円以上/販売	・ 器具備品(30万円以上)(注1)			
	開始5年以内)	・ 建物附属設備(60万円以上)(注2)			
	・ 器具備品(30万円以上/販売開始6年以	・ ソフトウェア(70 万円以上)			
	内) (注 1)				
	・ 建物附属設備(60万円以上/販売開始14				
	年以内)(注2)				
	・ ソフトウェア(情報収集機能及び分析・指				
	示機能を有するもの)(70 万円以上/販売				
	開始5年以內)				

- (注1) 医療機器については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。
- (注2) 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。
- ※ <u>医療保健業を行う事業者については、対象設備から、器具備品のうち医療機器が除外され</u>るとともに、建物附属設備が除外されます。
- ⑤ 詳細は、中小企業庁のホームページ「経営強化法による支援」(https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html) をご参照ください。

3. 中小企業投資促進税制 (所得税·法人税)

平成31年度改正で延長

(関連資料:参考資料2)

① 概要

中小企業者等が、機械装置等を導入した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%税額控除 (*) が選択適用できます。

*資本金又は出資金の額が3,000万円超1億円以下の法人は、税額控除の適用なし。

- ② 適用期限: 令和3年3月31日
- ③ 中小企業者等とは
 - ・ 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人
 - ・ 資本若しくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
 - ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
 - · 協同組合等
- ④ 対象業種

サービス業(物品賃貸業及び娯楽業(映画業を除く)を除く)、卸売業、小売業、製造業等 ※対象業種に、医療業と介護事業も含まれます。

- ⑤ 対象設備
 - ・機械装置で1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
 - ・ 測定工具及び検査工具で1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上
 - ・ ソフトウエア (複写して販売するための原本、開発研究用のもの又はサーバー用のオペレー ティングシステムなどの一定のものは除く)で次に掲げるいずれかのもの
 - (ア) 一つのソフトウエアの取得価額が70万円以上のもの
 - (イ) その事業年度において事業の用に供したソフトウエアの取得価額の合計額が70万円 以上のもの
 - ・ 普通貨物自動車(車両総重量3.5トン以上)
 - ・ 内航海運業の用に供される船舶(取得価額の75%以上が対象)
- ⑥ 詳細については、中小企業庁のホームページ「中小企業投資促進税制」

(https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusyoukigyoutousisokusinzeisei.htm) をご参照ください。

4. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制(所得税・法人税)

平成31年度改正で延長

(関連資料:参考資料2)

① 概要

商業・サービス業等を営む中小企業者等が、経営改善に資する設備を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%税額控除(*)が選択適用できます。

*資本金又は出資金の額が3,000万円超1億円以下の法人は、税額控除の適用なし。

- ② 適用期限: 令和3年3月31日
- ③ 中小企業者等とは
 - ・ 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人
 - ・ 資本若しくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- · 協同組合等
- ③ 対象業種

サービス業(駐車場業、娯楽業(映画業を除く)、医療業を除く)、卸売業、小売業等

※対象となる業種については、「主たる事業」でない場合でも適用可能。例えば医療機関が介護事業のために設備を導入し、「主たる事業」である医療業とは別の事業(「従たる事業」)である介護事業のためにその設備を使用する場合、適用を受けることができる。また、「主たる事業」と「従たる事業」の両方にその設備を使用する場合においても、その設備を使用する事業のいずれかが税制の対象に該当していれば、適用を受けることが可能。例えば、「主たる事業」である医療業と「従たる事業」である介護事業の両方にその設備を使用する場合においても、適用を受けることができます。

④ 対象設備

認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備。

- ・ 器具備品で1台30万円以上
- ・ 建物附属設備で1台60万円以上
- ⑤ 詳細については、中小企業庁のホームページ「商業・サービス業の設備投資を応援します(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)」

(https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2015/150401zeisei.htm)をご参照ください。

5. 生産性向上特別措置法による固定資産税軽減措置

平成30年度改正で創設

(関連資料:資料3、参考資料2)

①概要

導入促進基本計画の同意を受けた市町村に所在している中小企業者(従業員1,000人以下の個人、資本・出資の金額が1億円以下の法人(注1)など)が、先端設備等導入計画の認定を受けた一定の設備(先端設備等)を新規取得した場合、固定資産税が3年間にわたりゼロ~2分の1(市町村の条例で定める割合)に軽減されます。

- (注1) <u>医療法人・社会福祉法人・学校法人・公益法人・一般法人などの非営利法人は適</u> 用対象外となります。
- ②適用期限:令和3年3月31日
- ③先端設備等(市町村により異なる場合がある)

次の表の対象設備のうち、以下の2つの要件を満たすもの

- ・一定期間内に販売されたモデル(最新モデルである必要はない)(中古品は対象外)。
- ・生産性の向上に資するものの指標(生産効率、エネルギー効率、精度など)が旧モデルと 比較して年平均1%以上向上している設備。

(対象設備)

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台1基又は 一の取得価額)	販売開始時期
機械装置	全て	160 万円以上	10年以内
工具	測定工具及び	30 万円以上	5年以内
	検査工具		
器具備品	全て	30 万円以上	6年以内
建物附属設備(注2)	全て	60 万円以上	14年以内

(注2) 償却資産として課税されるものに限る。

- ④本制度は、<u>実施するか否か及びその内容について、市町村が決定する仕組みとなっているため、市町村ごとに制度の内容等が異なります。</u>
- ⑤詳細については、中小企業庁のホームページ「生産性向上特別措置法による支援」 (https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html) をご参照ください。
- 6. コネクテッド・インダストリーズ税制 (IoT税制) (所得税・法人税)

平成30年度改正で創設

(関連資料:資料4、参考資料2)

①概要

一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータ連携・利活用により、生産性を向上させる取組みについて、それに必要となるシステムや、センサー・ロボット等(ソフトウェア・器具備品・機械装置)の導入(最低投資合計額5,000万円)に対して、特別償却30%又は税額控除3%(賃上げを伴う場合は5%)を措置。

なお、本制度は、<u>業種による制限はないため医療機関等も利用可能</u>であり、また、<u>事業</u> 規模による制限がないため中小企業者等に該当しなくても利用可能です。

- ②適用期限:令和3年3月31日
- ③詳細については、経済産業省のホームページ「コネクテッド・インダストリーズ税制(IoT 税制)」

(https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/data-katsuyo/iot-zeisei/iot-zeisei.ht ml) をご参照ください。

以上

医療・介護からみた設備投資減税の概要(イメージ) ※適用要件の一部は省略した。

2019. 7 公益社団法人 日本医師会

			医療機関等の 設立主体	中小企業者等	等に該当する医療法人・個丿	、等			中小企業者等に
設備の種類	用途又は細目	具体例	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	中小企業者等とは ・出資金等の額が1億円以下の法人 ・出資金等を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人			中小企業庁所管		
貨物自動車	車両総重量3.5トン 以上					中小企業等経営強			厚生労働省所管
内航船舶	取得価格の75%が 対象			(2)		法に基づく措置 (経営カ向上計画の記			厚生労働省所官
ソフトウェア エ具	一定のもの 一定のもの 測定工具及び検査工具	電子カルテシステム、 医事会計システム等	一つのソフトウェアが 70万円以上、 複数合計70万円以上 1台120万円以上、 1台30万円以上かつ 複数合計120万円以上	中小企業投資促進税制 国税(所得税・法人税) (適用期限 2021.3.31) 特別償却30% 又は税額控除7% ※出資金等の額が3平万円超 の法人は税額控除の適用なし	4 中小企業経営強化税制国税(所得税·法人税)(通用期限 2021.3.31)即時償却又は税額控除10%(※出資金等の額が3千万円度の法人は稅額控除9%(※股債の確認の手法として、①生底性向上股債(用限)②收益力強化設備(周限)の2與型が存在		6	医師等の 国税(所得税・	1 一2 131年度改正で新規創設 労働時間短縮に資する機器等の 特別償却制度 法人税)(適用期限 2021.3.31) 96 ※最低価額は30万円以上
機械装置	全て	業務用クリーニング設備、 機械式駐車設備などが 適用の可能性あり	160万円以上		! !	5			厚生労働省所管
建物附属設備	全て	空調設備、 電気設備等	60万円以上	高業・サービス業・ 農林水産業活性化税制 国税(所得税・法人税) (適用期限 2021.3.31) 特別償却30%又は 税額控除7%	医療保健業は、 建物附属設備について 除外	※H31年度改正で新規創設 中小企業が行った 防災・減災設備への投資 に係る特別償却制度 国税(所得税・法人税) (適用期限 2021.3.31)	生産性向上特別措置法による 固定資産税の特例 〈地方税〉 (適用期限 2021.3.31) 市町村が策定した 「導入促進基本計画」 に基づき、 3年間ゼロから 1/2までの軽減を	地域医療構想 (こ 国税(所得税・)	1 一3 日年度改正で新規創設 実現のための病床再編等の促進 向けた特別償却制度 法人税)(適用期限 2021.3.31) 896 ※最低価額要件はなし
		電子カルテ、 パソコン、 ベッド等	_	※出資金等の額が3千万円担 の法人は税額控除の適用なし ※認定経営革新等支援機関等により 経営改善に資するものと 指導及び助賞を受けた設備が対象 (医療業は対象業種		特別償却20% (法人について医療法人等(注 1)は対象外、 個人は対象)	市町村が条例で 決める (法人について医療法人等(注 1)は対象外、 個人は対象)		1 -2 厚生労働省i 31年度改正で新規創設 動時間短縮に資する機器等の
器具備品	全て 医療用機器	CT, MRI 心電計、 超音波診断装置等	30万円以上	から除外、 介護事業は対象業種)	医療保健業は、 医療用機器について 除外	※機械装置の最低価額は 100万円以上			特別償却制度 法人税)(適用期限 2021.3.31) 特別償却15% 厚生労働省所
		500万円以上		1 -1	国税(所得税・法人和	·器特別償却制度 脱)(<mark>適用期限 2021.3.31)</mark> 削償却12%	※H31年度改正で要件追加 病院のCT・MRIで一点 共同利用推進など効料	そのものについては、	
建物	全て	病棟等	_	※H31年度改正で新規創設 1 一3 地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度 国税(所得税・法人税) (適用規則 2021.3.31) 特別償却8% ※最低価額要件はなし					

〇上記以外の措置として以下のものがある。

⑦コネクテッド・インダストリーズ税制(IoT税制)、国税(所得税・法人税)、<mark>適用期限:2021.3.31</mark>

一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータ連携・利活用により、生産性を控除させる取組みについて、それに必要となるシステムや、 センサー・ロボット等(ソフトウェア・器具備品・機械装置)の導入(最低投資合計額5,000万円)に対して、特別償却30%又は税額控除3%(賃上げを伴う場合は5%)を措置。 なお、本制度は、業種による制限はないため医療機関等も利用可能であり、また、事業規模による制限がないため中小企業者等に該当しなくても利用可能。